

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 顧問及び名誉会員規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の顧問及び名誉会員の推薦等は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(顧問)

第2条 本会の顧問たるに相応しいと認められる者を、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(名誉会員)

第3条 本会の会員で、本会の発展に顕著なる功績があった者を名誉会員とする。

2 名誉会員は、以下の者について理事会で推薦し、総会の承認を得る。

(1) 本会に入会后、引続き25年以上経過した者で、年令60歳以上に達している者

(2) 本会の会長を経験した者

(3) 本会の理事を通算16年以上経験した者

(4) 本会の名声を高揚する研究、発明考案を行った者

3 会員が名誉会員たるに相応しいと認められる者を推薦しようとする場合は、本人の承諾を得る前に、推薦事由を添え、理事会に付議しなければならない。

(規程の改廃等)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。